

## 吉岡町プレミアム付商品券事業 特定事業者募集要項

### 1 目的

消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券を発行します。

このため、町では特定事業者（プレミアム付商品券を使用できる事業者）を募集します。

### 2 募集受付期間

令和元年6月5日（水）～ 令和元年6月28日（金）17時必着

### 3 募集要件

吉岡町内の事業所

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者は除きます。

### 4 手数料

登録申請手数料及び換金手数料は無料

### 5 特定事業者の登録申請方法

- (1) 「吉岡町プレミアム付商品券事業 特定事業者登録申請書」を記入のうえ、吉岡町役場産業建設課産業振興室または吉岡町商工会へ、持参、郵送、FAX、電子メールいずれかの方法で申請してください。
- (2) 特定事業者に登録された後、「特定事業者登録証明書」を交付します。

### 6 プレミアム付商品券の概要

- (1) 販売期間 令和元年10月1日（火）～ 令和2年2月28日（金）
- (2) 販売場所 吉岡町商工会
- (3) 使用期間 令和元年10月1日（火）～ 令和2年3月31日（火）
- (4) 額面金額 1枚500円（つり銭無し）

### 7 プレミアム付商品券の使用制限

以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできません。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなどの換金性の高いもの

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) その他、町が適当でないとしたもの

## 8 プレミアム付商品券の換金方法

- (1) 換金期間 令和元年 10 月 1 日（火）～ 令和 2 年 3 月 31 日（火）（予定）
- (2) 換金方法及び取次金融機関については、後日お知らせします。

## 9 特定事業者の責務

- (1) プレミアム付商品券の使用を拒むことはできません。
- (2) プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買は禁止されています。  
※募集要項に反する行為を行ったときは、特定事業者の登録を取り消す場合があります。

## 10 申請・問合せ先

### (1) 吉岡町役場 産業建設課産業振興室

住所 〒370-3692 吉岡町大字下野田 560 番地

電話 0279-54-3111（内線 166） F A X 0279-54-8681

E-mail san-shin@town.yoshioka.gunma.jp

### (2) 吉岡町商工会

住所 〒370-3604 吉岡町大字南下 1375 番地 3

電話 0279-54-2625 F A X 0279-54-2410

E-mail yoshioka@xp.wind.jp